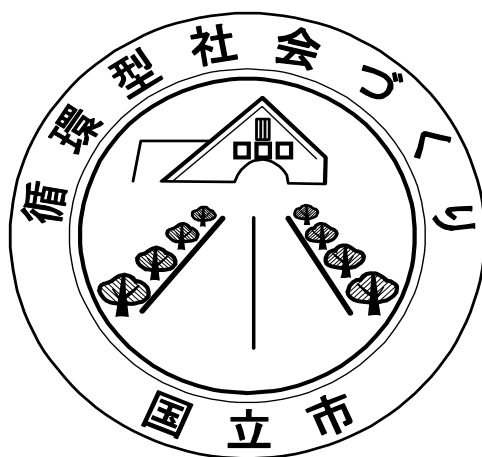




令和2年6月

事業系ごみの出し方



事業系ごみとは

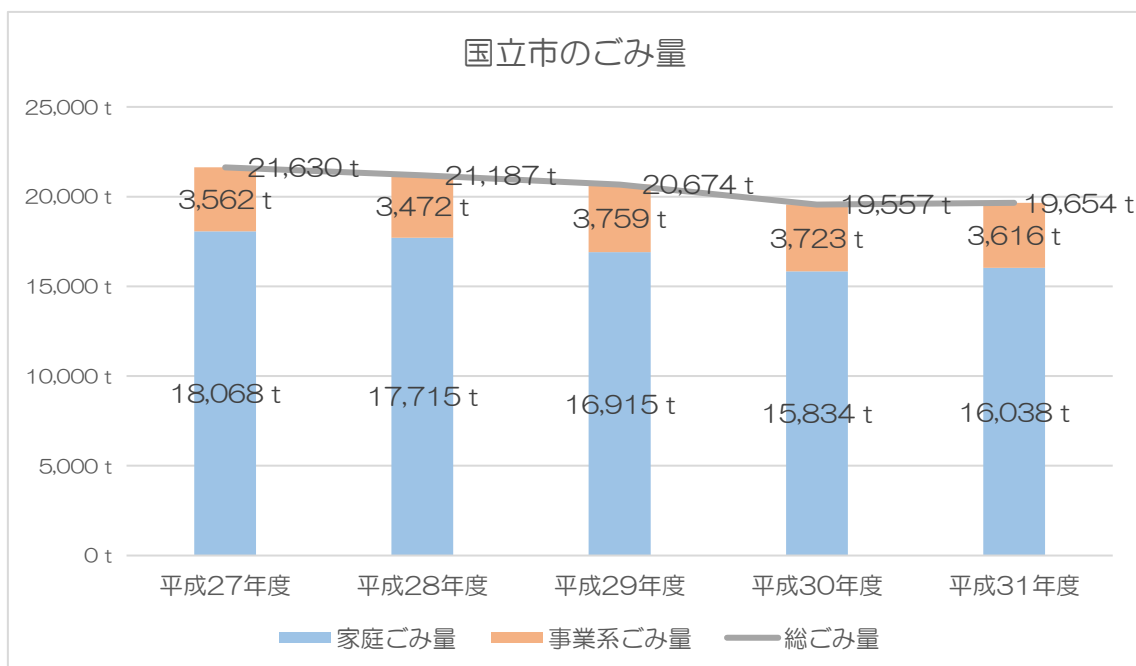
量や種類に関わらず、事業活動に伴って生じたごみのことです。営利・非営利、個人・法人に関わらず、すべての事業活動が対象です。

このパンフレットでは、主に一般廃棄物の出し方を説明しています。

1 はじめに

市が処理したごみのうち、約2割が事業系ごみです。家庭ごみの量は平成29年9月に有料化をしてから大きく減っていますが、事業系ごみの量はほとんど減っておらず、その減量が求められています。

このパンフレットをご一読いただき、事業系ごみの減量と適正処理にご協力をお願いいたします。



2 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により、事業者には以下の責務があります。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める。
- 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

3 ごみの種類

ごみ（廃棄物）は大きく分けて、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。

一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物で、産業廃棄物は以下の20種類の廃棄物です。

一般廃棄物は市が処理していますが、産業廃棄物は市が処理していません。（後述する事業系有料ごみ処理袋で出したものは除きます。）

<産業廃棄物>











	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)		

＜一般廃棄物の例＞（特定の事業活動に伴うものは除きます。）

<p>動植物性残さ</p>	 <p>調理くず、食べ残しなどの生ごみ</p>		
<p>紙くず</p>	 <p>リサイクルできない紙</p>		 <p>段ボール</p>
<p>木くず</p>	 <p>せん定枝</p>	<p>繊維くず</p>	 <p>衣類</p>

市が処理しています。

＜産業廃棄物の例＞

<p>プラスチック類</p>	 <p>ビニール袋</p>	 <p>食品トレイ</p>	 <p>ペットボトル</p>
<p>金属</p>	 <p>かん</p>		 <p>什器</p>
<p>ガラス 陶磁器</p>	 <p>びん</p>		 <p>食器</p>
<p>その他</p>	 <p>廃油</p>	 <p>乾電池</p>	 <p>蛍光灯</p>

市が処理していません。

従業員が食べた弁当の容器やお菓子の袋も産業廃棄物です！

4 ごみの出し方

ごみ（一般廃棄物）は以下の①～③のいずれかの方法で処理してください。

① 国立市一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託する

以下の国立市一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託してください。
処理料金や収集頻度は各業者にお問い合わせください。

<国立市一般廃棄物収集運搬業許可業者>

業者名	所在地	電話番号
(株)リスト	国立市矢川 3-23-11	042-572-1300
相模原紙業(株)	相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
(株)葵環境開発	立川市泉町 935-27	042-525-9990
(有)五光商店	東久留米市浅間町 3-11-1	042-422-4761
松浦商事(株)	立川市幸町 3-16-1	042-535-6001
太誠産業(株)	豊島区南池袋 3-14-11	03-3989-0098
(株)トリデ	府中市西原町 4-17-53	042-576-9750
(有)柳産業	府中市四谷 6-19-7	042-577-0332
志賀興業(株)	三鷹市新川 4-1-11	0422-47-1414
玉川産業(有)	国立市泉 2-12-12	042-572-3678
(株)加藤商事	狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
(有)古川新興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
(有)松下タウンクリーナ	府中市南町 1-32-20	042-360-3216
中川産業(株)	立川市富士見町 1-2-6	042-529-3491
(有)府中衛生社	府中市分梅町 1-32-1	042-361-6317
比留間運送(株)	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336
(株)光栄和	国立市富士見台 1-14-2	042-574-9600
(株)遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂 627-7	049-266-9437
(株)トーホークリーン	渋谷区東 4-9-18	03-5466-8923
(有)中村組	国立市泉 3-34-23	042-577-1851
(株)田邊商店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
(株)アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
高根商事(株)	立川市西砂町 3-22-5	042-560-5350

※ 産業廃棄物は産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

② 事業系有料ごみ処理袋等で市の収集に出す

ごみの1日の平均排出量が10kg未満の事業者のみ

事業系有料ごみ処理袋を購入し、ごみを事業系有料ごみ処理袋等に入れて、収集日の朝8時30分までに指定の場所に出してください。(1回に出せる量は45ℓ相当の袋で5袋程度までです。)

収集日や分別方法は基本的に家庭ごみと同じです。(詳細は「ごみの分け方・出し方カレンダー」をご覧ください。)

ただし、容器包装プラスチックは「プラスチック類」として不燃ごみの収集日に出してください。

新たにごみを出す場合は、市役所ごみ減量課までご連絡ください。

<事業系有料ごみ処理袋の種別と価格>

事業系有料ごみ処理袋の種別		1組の枚数	1組の価格
可燃・不燃ごみ等用 (緑色)	大袋(45ℓ相当)	5枚	1,400円
	小袋(22.5ℓ相当)	10枚	1,400円
不燃系資源物用 (黄色)	大袋(45ℓ相当)	5枚	450円
	小袋(22.5ℓ相当)	10枚	450円
可燃系資源物用	紙袋	10枚	450円



<事業系有料ごみ処理袋取扱所>

取扱所名	所在地
セブンイレブン 国立東店	国立市東 1-15-34
ファミリーマート 国立東1丁目店	国立市東 1-16-17
北島金物店	国立市東 1-16-18
近江屋酒店	国立市東 2-6-2
早川電機商会	国立市東 2-8-4
ファミリーマート 海田東4丁目店	国立市東 4-5-31
せきや	国立市中 1-9-30
ファミリーマート 国立中1丁目店	国立市中 1-9-77
サンモーク	国立市中 1-16-104
柳沢青果店	国立市中 2-21-7
茶房ギャラリーおりはら	国立市西 1-14-5
佐伯酒店	国立市西 2-12-26
ファミリーマート 海田大学通り店	国立市富士見台 1-1-11
フジヤ文具店	国立市富士見台 1-7
ルビーカメラ	国立市富士見台 1-8-31
ファミリーマート 谷保駅東店	国立市富士見台 1-20-6
国立市役所	国立市富士見台 2-47-1
セブンイレブン 国立さくら通り店	国立市富士見台 3-10-5
Yショップ 柳澤店	国立市富士見台 3-23-13
ファミリーマート 矢川駅前店	国立市富士見台 4-11-32
ナック三田店	国立市富士見台 4-12-9
かめや不動産	国立市北 1-6-7
くにたち北市民プラザ	国立市北 3-1-1
ファミリーマート 国立北店	国立市北 3-29-8
関孫酒店	国立市谷保 4260
高柳商店	国立市谷保 5948
くにたち文具店	国立市谷保 6619-1
ファミリーマート 国立青果市場前店	国立市谷保 7-19-6
ケーヨーデイツー 国立青柳店	国立市青柳 1-1-10
くにたち南市民プラザ	国立市泉 2-3-2
セブンイレブン 国立谷保南店	国立市矢川 3-23-1

③ 一般廃棄物処理施設に自ら運搬する

・ クリーンセンター多摩川に運搬する

住 所：稲城市大丸 1528 電話番号：042-377-3601 受付日時：月～金曜日、8時30分～16時30分 手 数 料：42円/kg
--

- ※ 事前に国立市環境センターに連絡し、手続きをしてください。
(国立市環境センター：国立市谷保 6-26-17、042-572-2172)
- ※ 産業廃棄物は搬入できません。
- ※ 基準外のごみは搬入できません。

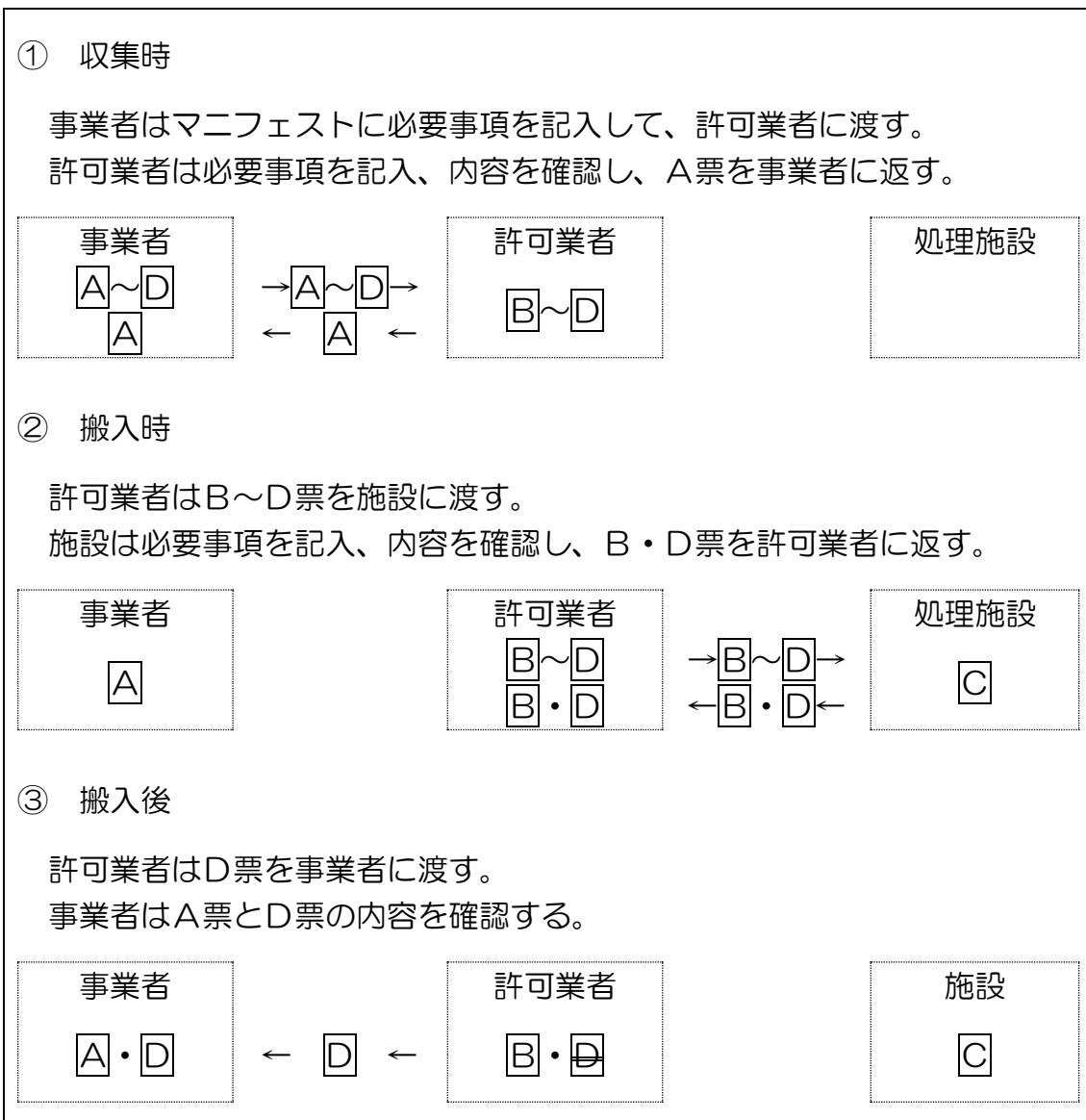


5 マニフェストの提出

ごみ（一般廃棄物）の1日の平均排出量が10kg以上の事業者か、ごみを臨時に排出する事業者が、ごみをクリーンセンター多摩川に搬入する場合は、一般廃棄物等管理票（マニフェスト）を提出しなければなりません。

マニフェストは市役所ごみ減量課で購入できます。（1枚20円）

＜ごみの処理を許可業者に委託する場合のマニフェストの流れ＞



6 生ごみの減量

① 食品ロスの削減

日本では、1年間に612万t（国民1人1日あたりお茶碗約1杯分）の食品ロスが発生しており、そのうち328万tが事業所から発生していると言われています。

小売店では食品の量り売りやバラ売り、飲食店では小盛りメニューの採用や、食べ残しの持ち帰りへの協力などにより、食品ロスの削減にご協力をお願いします。

② 食品リサイクル

生ごみも質や量によっては、飼料や肥料、バイオガスとしてリサイクルすることができます。以下の国立市一般廃棄物収集運搬業許可業者は生ごみのリサイクルに取り組んでいるので、ご紹介します。

<食品リサイクルに取り組んでいる許可業者>

業者名	所在地	電話番号
相模原紙業(株)	相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
松浦商事(株)	立川市幸町 3-16-1	042-535-6001
太誠産業(株)	豊島区南池袋 3-14-11	03-3989-0098
(株)トリデ	府中市西原町 4-17-53	042-576-9750
(有)古川新興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
(株)遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂 627-7	049-266-9437
(株)田邊商店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
(株)アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112

③ 生ごみの水切り等

生ごみを捨てる際には、よく水を切ってから出してください。水を切ることで、生ごみを焼却するときの効率もよくなります。

また、生ごみは生ごみ処理機で処理することもできます。

7 紙ごみの減量

① ごみとなるものを減らしましょう

両面印刷やNアップ印刷、ペーパーレス化などにより、まずはごみとなるものを減らしましょう。

② まだ使えるものは再使用しましょう

裏紙をメモ用紙としたり、使用済み封筒を社内交換便としたりするなど、まだ使えるものは再使用しましょう。

③ リサイクルできる紙の分別を徹底しましょう

リサイクルできる紙用の紙袋を置くなど、リサイクルできる紙の分別を徹底しましょう。

資源物は以下の国立市資源回収登録業者等に処理を依頼することもできます。処理料金や取り扱う資源物の種類等は各業者にお問い合わせください。持ち込みができる業者もあります。

<主な国立市資源回収登録業者>

業者名	所在地	電話番号
山田商店	国立市北 3-40-3	042-522-7685
(株)トリデ	府中市西原町 4-17-53	042-576-9750
(株)小池商店	府中市四谷 6-65	042-363-2596
丸山商店	国立市谷保 7-18-13	042-573-3476
(株)光栄和	国立市富士見台 1-14-2	042-574-9600
(株)イズミ環境マテリアル	国立市泉 4-7-2	042-575-2701
(株)リスト	国立市矢川 3-23-11	042-572-1300
グリーンリサイクル(株)	国立市泉 3-31-10	042-505-9559

市では、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる小売店舗等を「国立市エコショップ」として認定しています。認定を受けるためには申請が必要となります。詳細は市HP「国立市エコショップ制度」をご覧ください。

8 その他

① 多量排出事業者の方へ

事業系一般廃棄物等の1日平均排出量が100kg以上の事業者の方には、事業系一般廃棄物等の発生及び排出の抑制に関する計画書（第3号様式）を、毎年4月1日現在で作成し、5月末日までに提出いただくようお願いしています。

② 事業用大規模建築物の所有者の方へ

事業用途に供する延床面積1,500平方メートル以上の事業用大規模建築物の所有者の方は、廃棄物等管理責任者を選任し、廃棄物等管理責任者選任（解任）届により届け出なければなりません。

また、廃棄物等の減量及び再利用に関する計画書（第5号様式）を、毎年4月1日現在で作成し、5月末日までに提出しなければなりません。

③ 搬入物検査

市では、不定期にクリーンセンター多摩川への搬入物を検査し、搬入基準外のごみがあった場合は持ち帰らせるなど、排出事業者や許可業者への指導を行っています。

④ 事業所への訪問調査

市では、今後、多量排出事業者を中心に、事業所を訪問し、ごみの分別の状況等を確認して、ごみの減量や適正処理のためのアドバイスを行っていきます。訪問調査へのご協力をお願いいたします。

ごみの減量と適正処理のため、
ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1
国立市 生活環境部 ごみ減量課 清掃係
電話：042-576-2119（直通）